

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年度議案第 1 1 号）に係る付帯決議に関する事後の状況、対応等について

議会／議案番号等／委員会（年月日）／本会議（年月日）／所管部課	決 議 ・ 内 容 事後の状況、対応等
令和 6 年度 6 月議会 議案第 11 号 地域産業都市委員会 （令和 6 年 6 月 21 日） 本会議 （令和 6 年 6 月 28 日） 危機管理担当安全支援課	＜決議＞ 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例に係る付帯決議 ＜内容＞ 区は、本条例の施行に当たり、緊急安全措置を行う際の運用指針を定め、指針に沿った適正な運用を行うこと及び緊急安全措置を行った際は墨田区老朽建物等審議会へ速やかに報告すること。 ＜事後の状況、対応等＞ 「墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例第 9 条に規定する緊急安全措置に関する運用基準」を策定したので報告する。なお、審議会への報告については、措置の実施以降に開催する直近の審議会で、措置に関する報告を行うこととし、運用基準にもその旨を明記した。